

おおだ子育てにかかる総合支援拠点施設（仮称）基本設計概要版

令和7年6月

- 1.基本理念・設計主旨
- 2.施設概要
- 3.配置計画
- 4.施設構成計画①～⑥
- 5.意匠計画（外観イメージ）①～③
- 6.ユニバーサルデザイン
- 7.構造計画①～②
- 8.環境配慮計画
- 9.防災計画
- 10.施設での行政サービス提供計画

1. 基本理念・設計主旨

基本理念

子どもたちの笑顔があふれ、みんなが夢を抱けるまち“おおだ”をめざす拠点づくり

基本方針

1. 利用者の利便性が高く、交流・相談の場となる施設

- 複合化することで、各保育施設や保健センター等で個別に展開されていた事業の連携を促進し、相乗効果により利便性向上を図ります。
- 分散していた相談先を集約し、ワンストップで対応することで、利便性を高めます。
- 利用者同士が交流し、情報交換、情報共有が図られるスペースを確保します。
- 普段から利用しやすい施設とすることで、相談することのハードルを下げ、早期からの支援を可能とします。
- 子どもが再び訪れたい遊戯室を整備し、子ども同士の交流を活性化します。

2. 安全・安心な施設

- 地震・水害などの災害に強い施設とします。
- 大規模災害時の他児童福祉施設等の利用者への支援についても検討します。
- 感染症対策を考慮した構造とします。

3. 人や環境にやさしい施設づくり

- ユニバーサルデザインによる、利用者が利用しやすい施設とします。
- ZEB化の検討も含め、SDGsの視点や環境に配慮した施設とします。

4. 行財政改革の実現に貢献する施設づくり

- DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進し、効率的な施設運営を行うことで、市民の負担軽減を図ります。
- 「大田市公共施設適正化計画」に示される公共施設の適正化に関する基本方針に基づき、財政負担の軽減や、子どもに関する施策について総合的かつ効率的に進めていくため、各機能の連動を図り、複合化施設として整備します。

5. 親しまれ、大田市らしさが感じられる施設

- 世界遺産、日本遺産、国立公園を持つまちとして、その自然文化、伝統を利用者に伝える工夫をします。

設計主旨

1. 利用者の利便性が高く、交流・相談の場となる施設

- 遊戯室において利用者同士や施設職員との交流、情報交換が活発に行われるようレイアウトを検討し、普段から利用しやすい施設を目指します。
- 様々な活用できる相談室、会議室を整備し、支援者や支援団体等の情報共有等を活性化します。

2. 安全・安心な施設

- 国土交通省の定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づく耐震安全性（構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：B類、建築設備：乙類）を確保し、地震等の災害時においても、その機能を維持し、児童の受け入れ等の支援を継続できるよう、十分な耐震性能を備えた建物とします。

3. 人や環境にやさしい施設づくり

- サインに表記される言語は様々な国の外国人に配慮した分かりやすい言語対応と共に、直観的にわかりやすいピクトグラム（絵文字）の併用により国際化に対応した表示とするとともに、ユニバーサルフォントの採用、カラーユニバーサルデザインを参考とした高齢者や色弱者にわかりやすい色使いを選定することで、可読性や視認性、判読性が高くなるように配慮します。
- 『ZEB Oriented相当以上』を満たす建築物とします。

4. 行財政改革の実現に貢献する施設づくり

- フリーアドレス化を目指し、自由に活用できる場所や機能を検討し、ABWの導入等も検討します。
- 執務室面積の設定に伴い、根本的な文書破棄と整理を行い、スペース確保に心がけます。

5. 親しまれ、大田市らしさが感じられる施設

- 大田市産材・製造品等の活用を通じて、利用者到大田市の自然文化、伝統等へのふれあいの機会を提供します。

2.施設概要

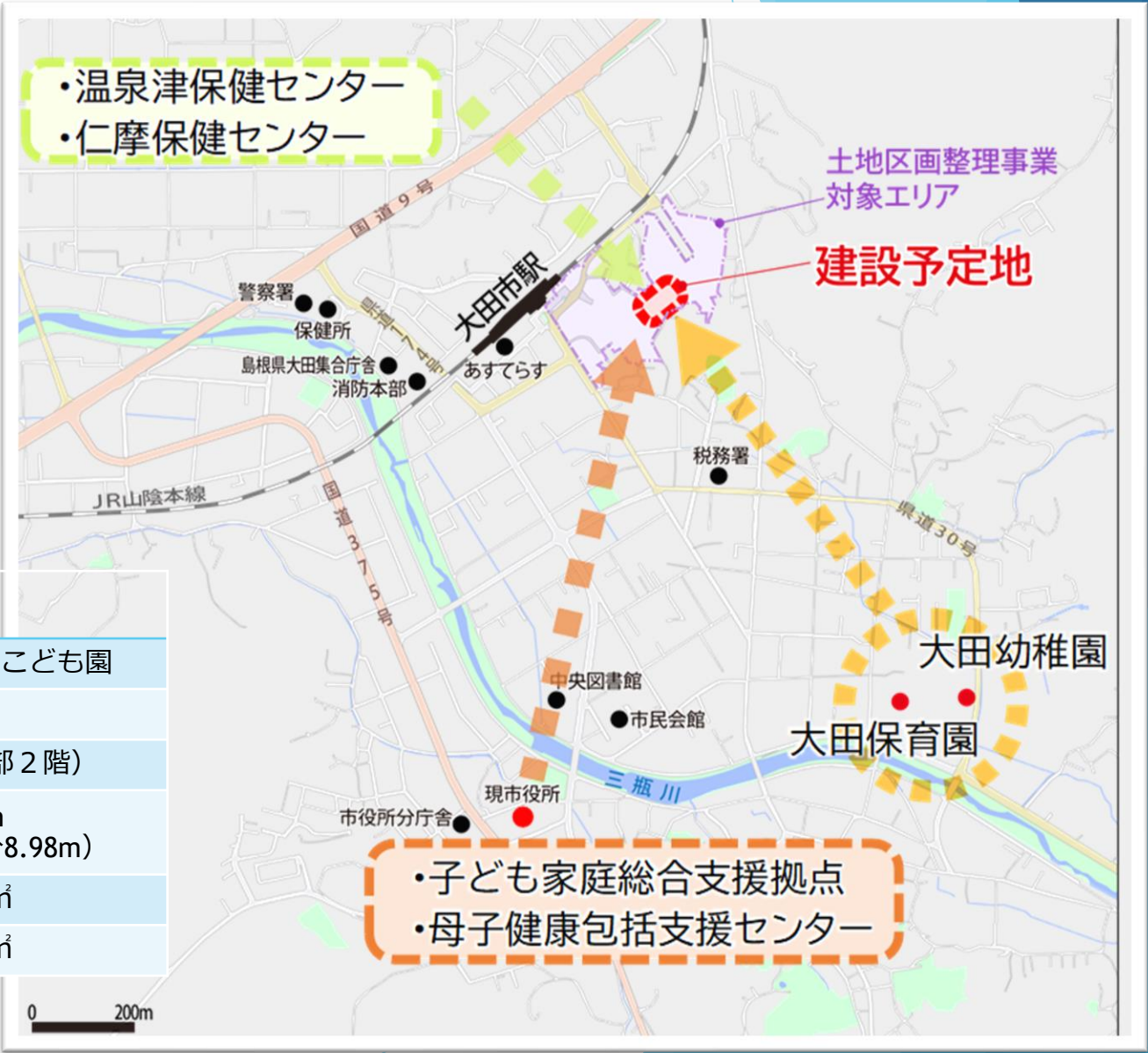
本施設の建設予定地（土地区画整理事業対象エリア内）は、JR大田市駅前に位置し、計画中的の新庁舎の建設予定地に隣接する敷地です。

①施設概要

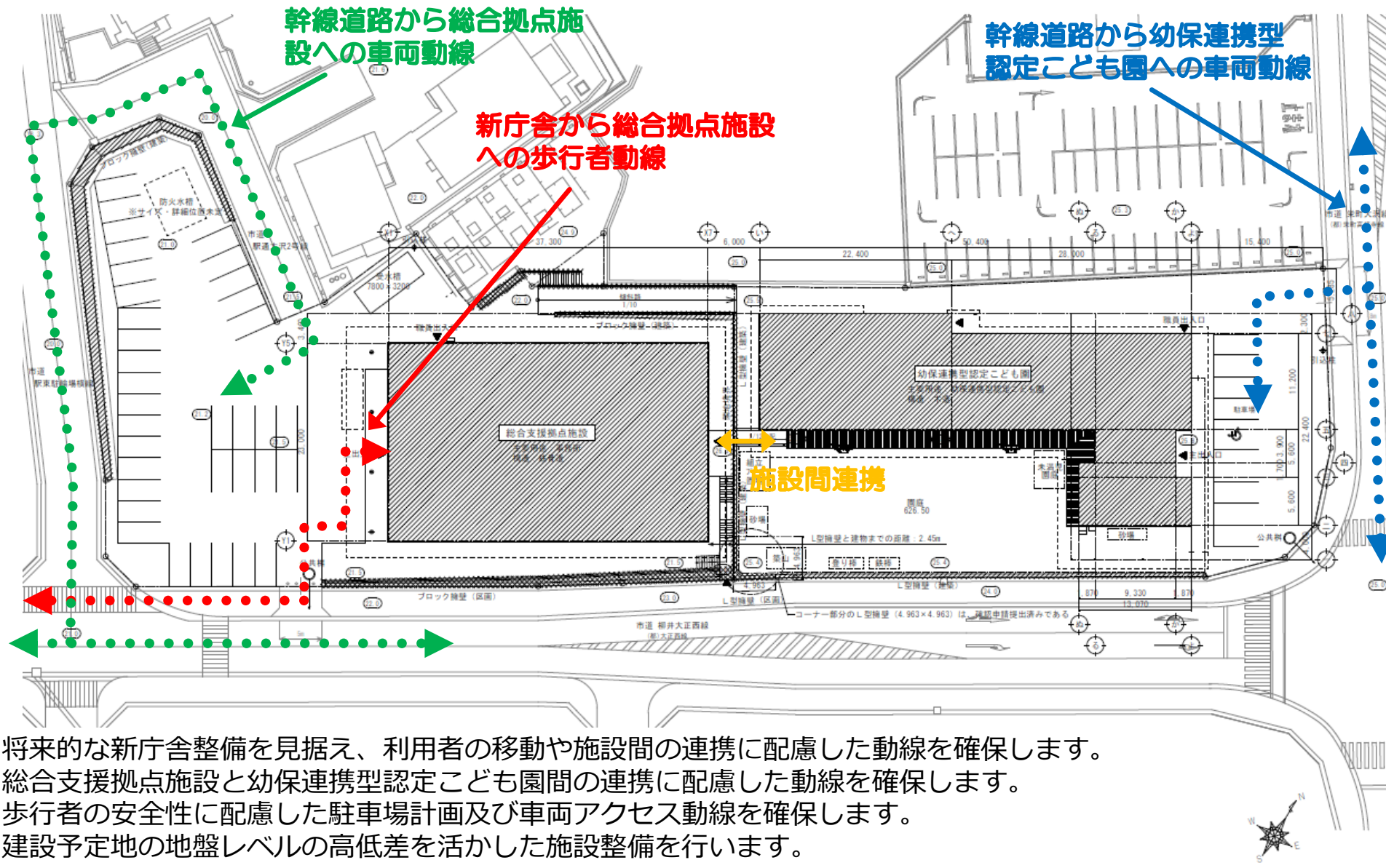
所在地	島根県大田市大田町大田	
敷地面積	5249.49㎡	
区域区分	大田市都市計画区域（非線引き）	
用途地域	商業地域	第一種住居地域
容積率	400%	200%
建ぺい率	80%	60%

②建物概要（検討中の状況）

	こども家庭センター等複合施設	幼保連携型認定こども園
構 造	鉄骨造	木造
規 模	地上3階	地上1階（一部2階）
建物高さ	14.90m	7.475m （2階建て部分8.98m）
建築面積	857.90㎡	796.92㎡
延床面積	1992.94㎡	847.97㎡



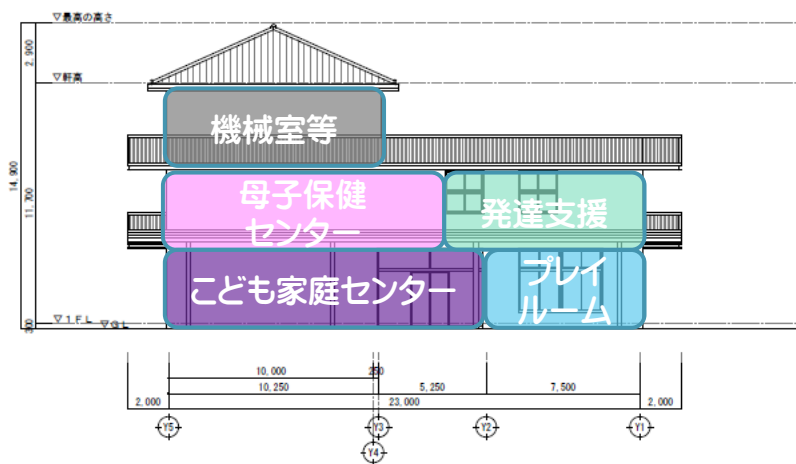
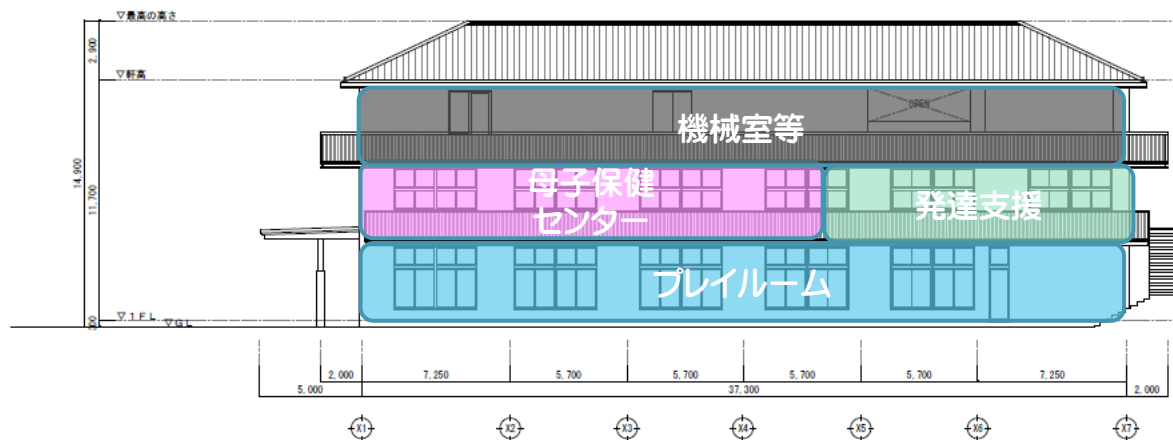
3.配置計画



- ・将来的な新庁舎整備を見据え、利用者の移動や施設間の連携に配慮した動線を確保します。
- ・総合支援拠点施設と幼保連携型認定こども園間の連携に配慮した動線を確保します。
- ・歩行者の安全性に配慮した駐車場計画及び車両アクセス動線を確保します。
- ・建設予定地の地盤レベルの高低差を活かした施設整備を行います。

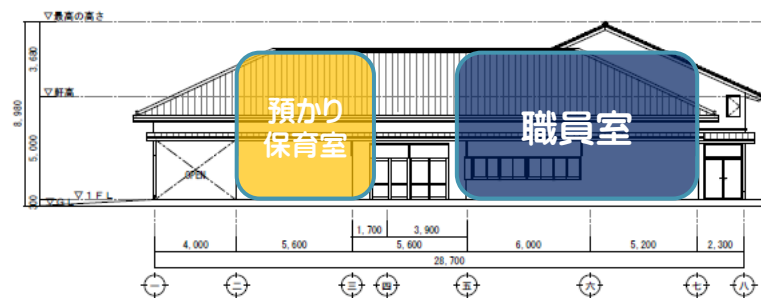
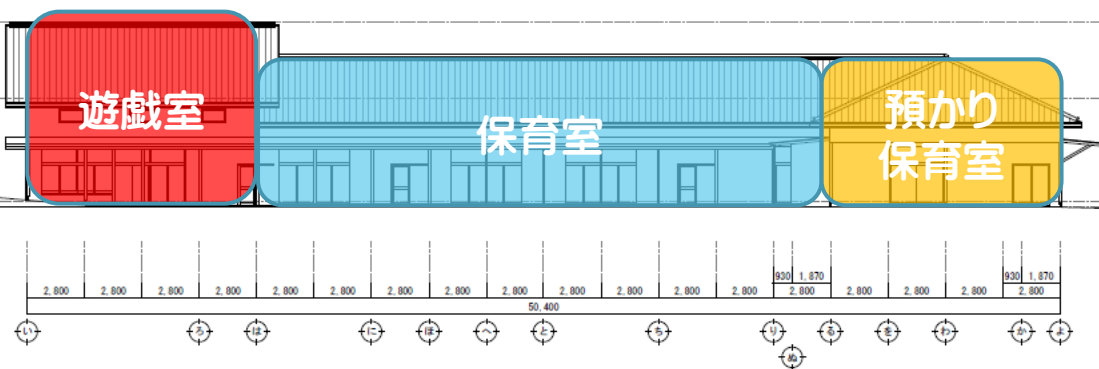
4.施設構成計画①

総合支援拠点南側



総合支援拠点西側

幼保連携型認定こども園南側



幼保連携型認定こども園東側

4.施設構成計画②

敷地面積
5,250㎡

延べ面積

総合計（A棟＋B棟）2840.91㎡

A棟（拠点施設）

1階：857.90㎡
2階：857.90㎡
3階：277.14㎡

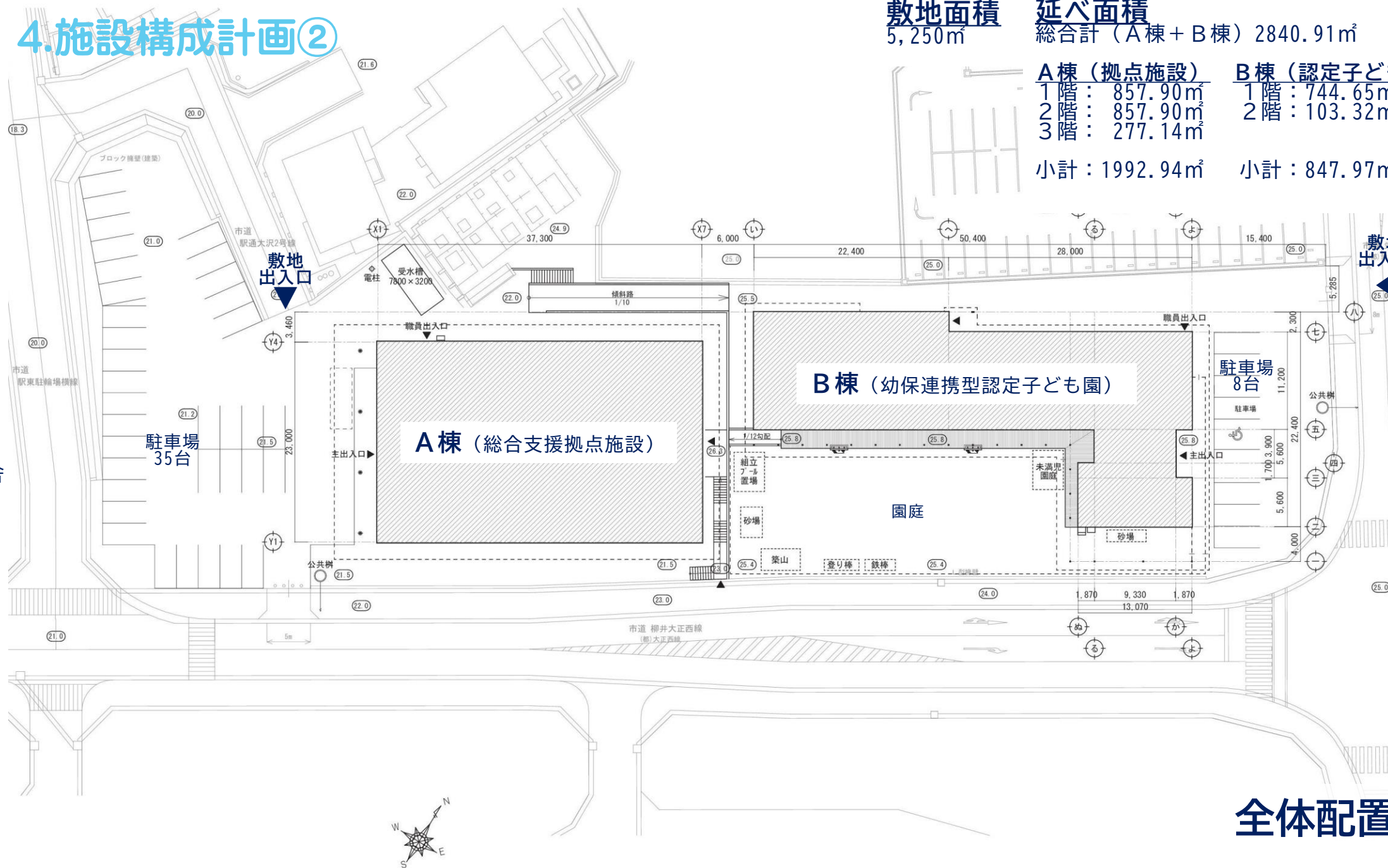
小計：1992.94㎡

B棟（認定子ども園）

1階：744.65㎡
2階：103.32㎡

小計：847.97㎡

新庁舎



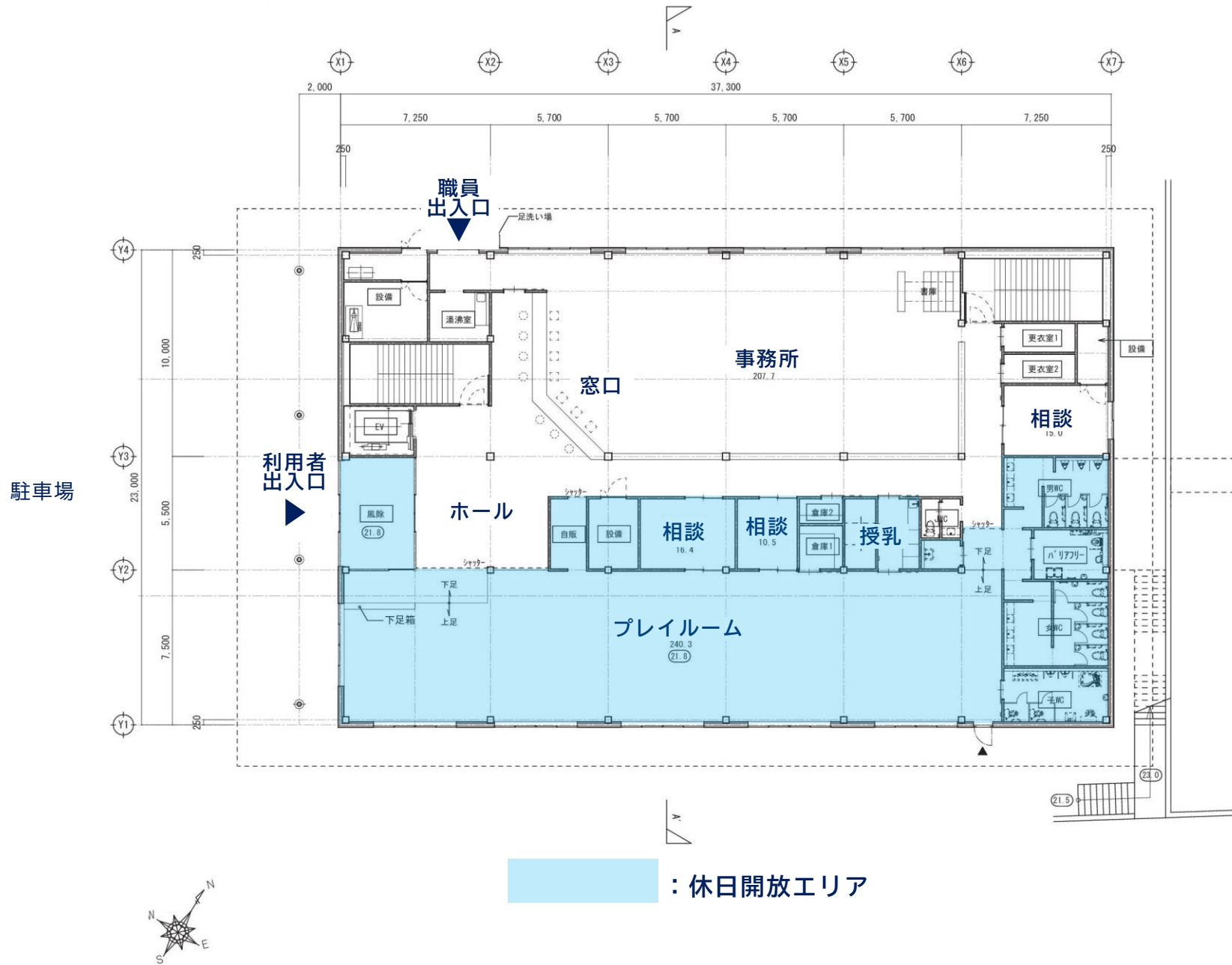
全体配置図

4.施設構成計画③

1 階平面図

(A棟総合支援拠点施設)

- ・南側には休日も開放するプレイ
ルームを整備
- ・北側にはこども・子育て相談の窓
口となるこども家庭センターの執
務室を整備
- ・施設内にプライバシーに配慮した
相談室を複数設置



4.施設構成計画④

2階平面図

(総合支援拠点施設)

- ・南東には発達支援室を整備し、支援の対象となる未就学児の困りごとに合わせた指導を実施
- ・北西には各種イベントや乳幼児健診の会場として活用可能な多目的ホールを整備
- ・こども・子育て関係機関・団体との様々な協議を行なうための会議室を整備

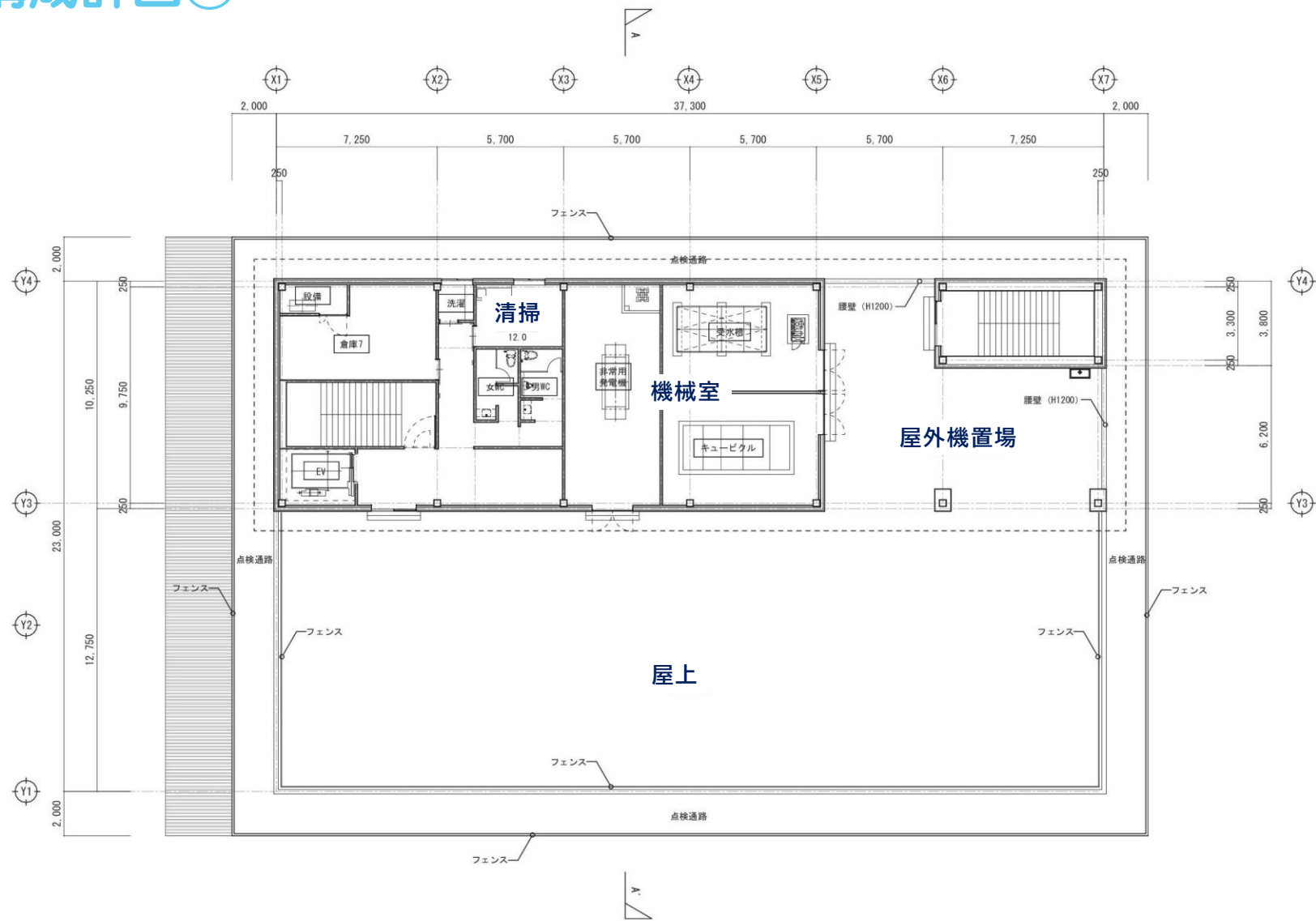


B棟

A棟（拠点施設）
2階：857.90m²



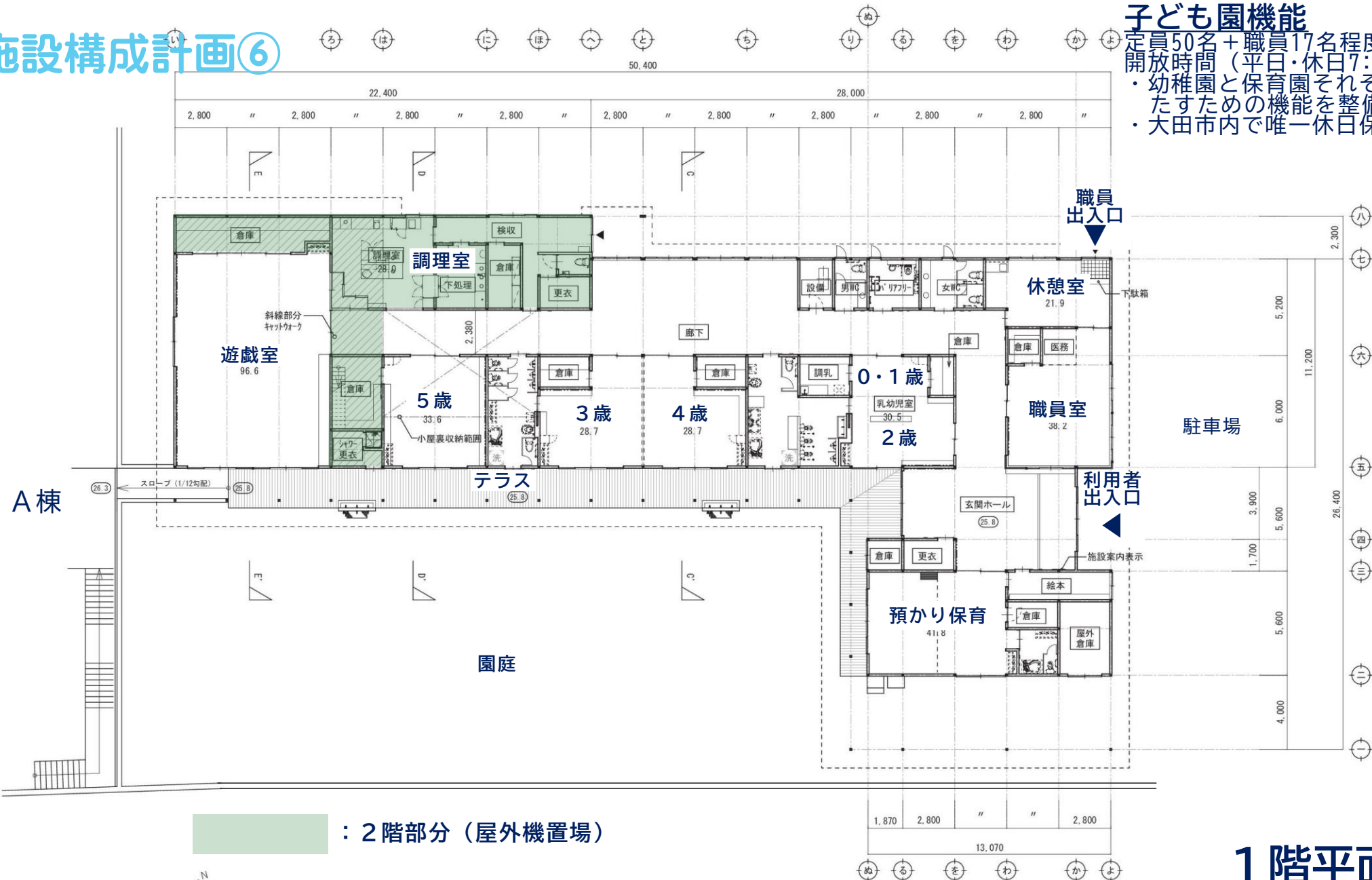
4.施設構成計画⑤



3階平面図
(総合支援拠点施設)

4.施設構成計画⑥

子ども園機能
定員50名+職員17名程度
開放時間（平日・休日7:30～19:00）
・幼稚園と保育園それぞれの役割を果たすための機能を整備
・大田市内で唯一休日保育を提供



：2階部分（屋外機置場）

1階平面図

（幼保連携型認定こども園）

5.意匠計画(外観イメージ)①全景鳥瞰図



南東からの外観イメージ

5.意匠計画(外観イメージ)②拠点施設



南からの外観イメージ

プレイルールのイメージ



5.意匠計画(外観イメージ)③幼保連携型認定こども園

遊戯室のイメージ



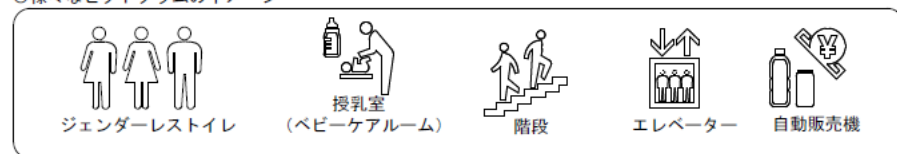
北東からの外観イメージ

6.ユニバーサルデザイン計画

■誰もがわかりやすいユニバーサルデザイン

- ・サインに表記される言語は様々な国の外国人に配慮した分かりやすい言語対応と共に、直感的にわかりやすいピクトグラム（絵文字）の使用により、国際化に対応した表示とします。
- ・カラーユニバーサルデザインを参考に高齢者等にわかりやすい色使いを選定します。
- ・可読性や視認性、判読性が高くなるようにデザインされたユニバーサルフォントで選定します。

○様々なピクトグラムのイメージ



○参考事例：誘導案内表示



天吊誘導表示



壁面誘導表示

○参考事例：窓口表示



仕切り板（プライバシー保護）に表示することで、目線の位置に配慮



ピクチャーレールで天吊（可変性・更新性あり）

○参考事例：室名表示



会議室、相談室等は、使用中表示と紙留めクリップが付いた室名表示とし、倉庫、機械室は、建具にカットティングシート等で簡易的な室名表示とする



○参考事例：室名表示（ピクトサイン）



色も使うと、直観的にもわかりやすい表示となる

■時代やニーズの変化に対応

- ・組織改編、施設形態の見直しなどがあつた場合に室名の差し替えが容易に対応できるように可変性・更新性を考慮します。

○参考事例：可変性・更新性



マグネットシート

■段階的誘導システム

- ・案内内容を階層的に構成し、来訪者を円滑に誘導するサインシステムとします。

7.構造計画①（こども家庭センター等複合施設）							
3 階建、延床面積2,000㎡程度（1階:860㎡程度、2階:860㎡程度、3階:280㎡程度）							
	①木造		②鉄骨造		③鉄筋コンクリート造		
	判定	理由、根拠等	判定	理由、根拠等	判定	理由、根拠等	
主架構	○	・大断面集成材やトラス構造の採用により大スパン構造も可能	◎	・大スパン構造の構成には有利	○	・標準スパン 6 m～ 8 mに適する	
		※筋交いの検討が必要となり、平面計画に負の影響がある				・ロングスパンの梁には P C 梁を採用（コスト増）	
		※梁の断面等が大きくなり、天井高さに負の影響がある					
基礎	○	・建物自重が軽く、基礎に要するコストが安くなる	○	・比較的建物自重が軽く、基礎に要するコストが安くなる。	△	・建物自重が大きく、基礎に要するコストが高くなる	
耐火性	△	・防火被覆や燃代計算により、準耐火構造は可能（コスト増）	◎	・準耐火構造とするのは容易	◎	・耐火構造とするのは容易	
居住性	○	・遮音性能、防振性能の確保には配慮が必要	○	・比較的振動等が伝わりやすい	◎	・遮音性、防振性に優れている	
施工性	○	・構法により、施工の難易度に幅がある。	○	・建設部材は工場生産であるため、工期が R C より短い	△	・鉄筋、型枠、コンクリート工事等が比較的多く、工期が最も長い	
		・集成材が県内での製造が出来ない。		・市内での対応が難しい		・大田市内の業者で施工可能	
イニシャルコスト	○	・建設コスト、解体コストは R C 造に比べ安価	◎	・建設コスト、解体コストは R C 造に比べ安価	△	・建設コスト、解体コストが高い	
		・大断面集成材の使用が必要で、コストは鉄骨造と同等		・鋼材の需給により価格が変動しやすい			
法令	△	防火	○	防火	○	防火	・（主要構造部を耐火構造） 令112条より、1500㎡以内に防火区画
		避難		避難		避難	・（主要構造部が準耐火構造又は不燃材料） 令120条より、歩行距離50m
		消防		消防		消防	・（耐火建築物＋内装制限、面積＜3000㎡） 屋内消火栓設備免除
総合	○		◎		△		
	・集成材の梁せいが大きくなることで、天井高が低くなり、多くの制約が出る ・集成材を多く使用することになり、コストが鉄骨造と同等 ・防火・耐火要件をクリアするのに、仕上げ材が多く必要となる（二重・三重）		・柱スパンが長い為、大スパン構造の鉄骨造が有利となる ・工期が短く、コストも他の構造に比べ安価 ・法的な制約が少なく、経済性に優れる		・大スパン構造や法令には有利だが、建設コストが高くなる ・法的な制約が少ないが、イニシャルコストは高くなる		

7.構造計画②（幼保連携型認定こども園）

平屋、延床面積850㎡程度

	①木造			②鉄骨造			③鉄筋コンクリート造		
	判定	理由、根拠等		判定	理由、根拠等		判定	理由、根拠等	
主架構	◎	・トラス構造や部分的な集成材の採用により想定スパンに適している		○	・想定スパンのに適している		△	・標準スパン10m以下（経済スパンに適さない）	
基礎	◎	・建物自重が軽く、基礎に要するコストが相対的に安い		○	・比較的建物自重が軽いが、基礎に要するコストは木造に比べ増		△	・建物自重が大きく、基礎に要するコストが高くなる	
		・直接基礎でよい。（強度的にはベタ基礎でなくてよい）							
耐火性	—	・防火被覆や燃代計算により、準耐火構造は可能（本施設には不要）		—	・準耐火構造は可能（本施設には不要）		—	・準耐火構造は可能（本施設には不要）	
居住性	○	・遮音性能、防振性能の確保には配慮が必要		○	・遮音性能、防振性能の確保には配慮が必要		◎	・遮音性、防振性に優れている	
施工性	◎	・工事現場での作業期間が短く、工期はＲＣ造より短い		○	・工事現場での作業期間が短く、工期はＲＣ造より短い		△	・鉄筋、型枠、コンクリート工事等が比較的多く、工期が最も長い	
		・大田市内の業者で施工可能			・市内での対応が難しい			・大田市内の業者で施工可能	
		・市産材の木材活用が可能（構造材の「E70」は確保しにくい）							
		・平屋建てなので、木材が市内でも調達できるスパンで構成され有利							
イニシャルコスト	◎	・建設コスト、解体コストはＲＣ造に比べ安価		○	・建設コスト、解体コストはＲＣ造に比べ安価である。		×	・建設コスト、解体コストが高い	
		・部分的に集成材の使用が必要で、コストは鉄骨造と比べ安価			・鋼材の需給により価格が変動しやすい				
法令	○	防火	・（建築面積300㎡以上（主要構造部が耐火構造等を除く）） 法114条より、強化天井又は小屋裏に隔壁	○	防火		○	防火	
		避難	・（その他の建築物） 令128条の4第1項より、内装制限を受ける		避難	・（その他の建築物） 令128条の4第1項より、内装制限を受ける		避難	・（その他の建築物） 令128条の4第1項より、内装制限を受ける
		消防	・（準耐火建築物＋内装制限、面積＜1400㎡） 屋内消火栓設備免除		消防	・（準耐火建築物＋内装制限、面積＜1400㎡） 屋内消火栓設備免除		消防	・（耐火建築物＋内装制限、面積＜2100㎡） 屋内消火栓設備免除
総合	◎			○			△		
	・建物規模としての経済性に優れている ・市内業者での施工や市産材の木材調達に優れている ・鉄骨造よりコストが安価			・建物規模として、木造よりコストが高くなる			・主架構は経済スパンに適さないことや、建設コストが高くなる。		

8.環境配慮計画

2020年10月、我が国は、「2050年カーボンニュートラル」の実現を宣言しました。また、翌2021年4月には、カーボンニュートラルの実現に向けた2030年目標として、温室効果ガスを2013年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを宣言しました。これらの目標は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正（2021年5月）や「地球温暖化対策計画」の改定（同年10月）に位置付けられ、あわせて各種対策の強化が図られるなど、脱炭素社会の実現に向けた道筋が示されました。

建築物に関しては、「地球温暖化対策計画」において省エネ対策の強化を図ることとされ、2030年に目指すべき建築物の姿として、『新築される建築物についてはZEB基準の水準』の確保を目指すとし、あわせて公共建築物における率先した取り組みが求められています。

また、政府の建築物については、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（同年10月）において、『今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指す』ことが示され、国自らが率先してZEBの実現を目指すこととされています。

大田市においては当該取り組みに呼応するため、本施設整備において「ZEB Oriented相当以上」の施設整備を進めることとし、具体的な内容については、2025年度の施設整備にかかる詳細設計を進める中で計画します。

項 目	定性的な定義	定量的な定義（判断基準）
ZEB	年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロまたはマイナスの建築物	以下の①～②のすべてに適合した建築物 ①基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減（再生可能エネルギー*を除く） ②基準一次エネルギー消費量から100%以上の削減（再生可能エネルギー*を含む）
Nearly ZEB	ZEBに限りなく近い建築物として、ZEB Readyの要件を満たしつつ、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量をゼロに近付けた建築物	以下の①～②のすべてに適合した建築物 ①基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減（再生可能エネルギー*を除く） ②基準一次エネルギー消費量から75%以上100%未満の削減（再生可能エネルギー*を含む）
ZEB Ready	ZEBを見据えた先進建築物として、外皮の高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備えた建築物	再生可能エネルギー*を除き、基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量削減に適合した建築物
ZEB Oriented	ZEB Readyを見据えた建築物として、外皮の高性能化及び高効率な省エネルギー設備に加え、更なる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物	以下の①及び②の定量的要件を満たす建築物 ①再生可能エネルギーを除き、基準一次エネルギー消費量から規定する一次エネルギー消費量を削減すること。（30%以上または40%以上） ②「更なる省エネルギーの実現に向けた措置」として、未評価技術（WEBPROにおいて現時点で評価されていない技術）を導入すること

*再生可能エネルギー量の対象は敷地内に限定し、自家消費分に加え、売電分も対象に含めることとする。

9.防災計画

本施設は、子育て支援の拠点施設として、地震等の災害時においても、その機能を維持し、児童の受け入れ等の支援を継続できるよう、十分な耐震性能を備えた建物とします。

国土交通省の定める「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づく耐震安全性（構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：B類、建築設備：乙類）を確保します。

耐震安全性の目標（官庁施設の総合耐震・津波計画基準）

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られています。とともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

10.施設での行政サービス提供計画

幼保連携型認定こども園（認可定員50人）

『幼保連携型認定こども園とは』

義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満3歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的として設置される施設で、いわば幼稚園と保育園の機能を一体として果たす施設です。

『こども達の段階に応じた教育・保育のイメージ』

乳児期の保育

【園児の様子】

視覚、聴覚などの感覚や、座る、はう、歩くなどの運動機能が著しく発達し、特定の大人との応答的な関わりを通じて、情緒的な絆が形成される時期

【保育の考え方】

愛情豊かに、応答的な保育の実施

満1歳以上満3歳未満の園児への保育

【園児の様子】

歩き始めから、歩く、走る、跳ぶなどへと、基本的な運動機能が次第に発達し、排泄の自立のための身体的機能も整うようになる。つまむ、めくるなどの指先の機能も発達し、食事、衣類の着脱なども、保育教諭等の援助の下で自分で行うようになる。発声も明瞭になり、語彙も増加し、自分の意思や欲求を言葉で表出できるようになる時期

【保育の考え方】

自分でしようとする気持ちを尊重し、温かく見守るとともに、愛情豊かに、応答的に関わる保育の実施

満3歳以上の園児の教育及び保育

【園児の様子】

運動機能の発達により、基本的な動作が一通りできるようになるとともに、基本的な生活習慣もほぼ自立できるようになる。理解する語彙数が急激に増加し、知的興味や関心も高まってくる。仲間と遊び、仲間の中の一人という自覚が生じ、集団的な遊びや協同的な活動も見られるようになる時期

【教育及び保育の考え方】

個の成長と、集団としての活動の充実が図られるような教育及び保育の実施

※年齢ごとにおける状況については幼保連携型認定こども園教育・保育要領における記載で、発達の段階はひとりひとりが異なります。

(1) 幼児教育・保育の提供

- **幼稚園(学校)と保育所(児童福祉施設)の両方の機能**：大田幼稚園と大田保育園を統合し、両施設の良さを引き継いだ、「幼保連携型認定こども園」として0歳～小学校就学前の一貫した教育・保育を、園児発達の連続性を考慮して展開していきます
- **家庭との連携を密にし、職員間で情報共有**：一人ひとりの状況に寄添い、生活リズムや流れをつくっていきます

大田幼稚園

【教育理念】遊びを通して、子どもの心身の発達を促し、人間関係や社会性を育み将来の基盤を築く

【教育方針】

- ・ 活気と明るさが溢れ、安全で楽しい幼稚園づくりに努める。
- ・ 一人一人の発達に応じたきめ細やかな支援に努めることで、自分の力を発揮し、自信をもって主体的に生活する態度を養う。
- ・ 家庭との連携を基盤として、基本的生活習慣や生活リズムを身に付けると共に、運動遊びの充実を図ることで、健康な心と体を育む。
- ・ 地域の自然・文化や季節の行事等に親しみ、興味や関心をもってかかわることを通して、ふるさとを愛する心情や豊かな感性を育む。
- ・ 友達とのかかわりや保育園・学校・地域の様々な人との交流を通して、思いやりの心を育み、社会性や道徳性の芽生えを培う。
- ・ 小学校との交流や連携を通して子どもの育ちを共有し、幼児教育から小学校教育への滑らかな接続を図る。

大田保育園

【保育理念】生き抜く力の芽生えを育む

【保育方針】自尊感情を持てる子どもを育てる

～自分のことを好きになれる子ども～

【保育目標】

- ・ 豊かな心を持った子ども～相手の気持ちに気づき、思いやりの気持ちを持って人と関わる子ども～
- ・ 元気な子ども～心も体もしなやかでたくましい子ども～
- ・ 意欲的な子ども～様々な事に興味や関心を持ち、自分から行動できる子ども～
- ・ 食べるの大好き 大田っ子～喜んで食べることのできる子ども～



両施設の良さを引き継いだ
教育・保育の提供



(2) 休日保育

- 保護者が就労や病気、介護など困難な場合に在園児対象に、保育施設で子どもを預かり、遊びや活動をサポートします。大田市内に通園している園児にも対応します。

(3) 一時預かり事業

- 保育園や幼稚園に入所していない子どもを対象に、緊急時や冠婚葬祭、就労、育児疲れの解消等、一般的に家庭での保育が困難となる場合の保育需要に対応するため、休日も含め一時預かり事業を実施します。

(4) 障がい児教育・保育

- 重度心身がい児や発達障がい児などの支援が必要な子どもや家庭について、支援の中心的役割を担います。子どもの発達全般をとらえて、発達及び生活の連続性に配慮し、子どものウェルビーイングの向上につながるよう行政の直営施設として、支援機関や他の行政機関と密接な連携・調整を行います。

(5) 教育・保育政策に関わる様々な制度変更への対応

- 公立公営の教育・保育施設として乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）等の新制度への対応等について、大田市として必要な教育・保育環境の整備の公的な役割を担っていきます。

基幹子育て支援センター(地域子育て支援拠点事業)

地域子育て支援拠点事業とは

少子化や核家族化の進行、地域社会の変化など、こどもや子育てをめぐる環境が大きく変化する中で、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大等に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、こどもの健やかな育ちを支援することを目的とした事業です。

実施される基本的な事業は下記の通りです

- ア 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- イ 子育て等に関する相談、援助の実施
- ウ 地域の子育て関連情報の提供
- エ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
(月1回以上)



(1) 子育て中の親子の交流の場の提供

- **活動・交流の場の提供**：赤ちゃんとのふれあい遊び（ベビーマッサージ等）、遊具・玩具を使った遊び、リズム遊び、おはなし会、製作遊び、季節の行事の会（七夕会、クリスマス会等）、乳幼児と学生や高齢者との交流等様々なイベント等を企画実施するとともに、各団体と連携した活動を行います
- **屋内遊戯室の整備**：乳児期～小学校低学年までの子どもたちを主な対象とした全天候型の遊戯室を整備し、子育て世帯が親子で気兼ねなく訪ねてもらえる施設を整備します。

(2) 子育て等に関する相談、援助の実施

- **利用者一人一人にあった相談**：プライバシー確保に配慮した相談室・会議室や、キッチンルームを整備し、ニーズに合わせた相談に対応します。
- **乳幼児健診等ができる多目的ホール**：利用人数や形態に応じて様々な活用が図れるホールを整備します。

(3) 地域の子育て関連情報の提供

- 遊びの紹介や子育て相談、各種媒体による育児情報の発信の場としての役割を担います。

(4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

- **プレママ・プレパパセミナー、子育て教室**：多目的ホールや相談室を活用して子育てについて学べる場を提供します。

こども家庭センター(母子健康(子育て世代)包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点)

こども家庭センターでは、母子保健機能(妊産婦、乳幼児、子育て世帯を支援)と児童福祉機能(児童虐待等の相談支援)を一体的に実施し、妊娠から子育てまで切れ目なく支援することで、すべての妊産婦と子育て世帯が、より安心して産・子育てができる環境を整えていきます

～令和6年3月31日

子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)

- 子ども家庭支援全般に係る業務
 - ・相談対応、実情把握 等
- 要支援児童及び要保護児童等への支援業務
 - ・調査、危機判断とその対応 等
- 関係機関との連絡調整
 - ・子ども、家庭にかかる支援体制の構築 等
- その他の必要な支援
 - ・一時保護や措置解除後の子どもの見守り 等

母子健康包括支援センター(母子保健)

- 妊娠期から子育て期にわたる総合的相談や支援
 - ・妊産婦等の支援に必要な実情の把握
 - ・妊娠・出産・育児に関する相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導
 - ・関係機関との連絡調整
 - ・支援プランの策定 等

令和6年4月1日～

子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえた、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化。

こども家庭センター

従前の2つの支援拠点機能を引き継ぎながら、地域資源の更なる開拓を進め、民間資源・地域資源と一体となった支援体制を構築することで、困難を抱える子育て世帯に対する最適な支援につなげる役割を担います。

- 伴走型相談支援
- みんなで学ぶ・育ち合う
- 専用相談室
- こどもの権利が守られる地域づくり
- 関係機関と連携した支援を展開

大田市こども家庭センター（こども家庭支援課）の取り組み

● 伴走型相談支援

- ・ 妊娠届出時の専門職による全数面接を行います
- ・ 新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業で育児相談
- ・ 出産後の不安や疲れを軽減する産後ケア
- ・ 必要な家庭にはサポートプランを作成し、一人ひとりのニーズに応じた支援を確実に届けます。

● みんなで学ぶ・育ち合う・

- ・ 妊娠中から学べる教室
- ・ 育児相談・親子交流の場があります
- ・ 乳幼児健診では育児負担を確認し、必要なサポートに繋がります

● 専用相談室

- ・ お子さんを遊ばせながら相談できます
- ・ 信頼関係を築きながら、様々な気持ちを話せる場

● こどもの権利が守られる地域づくり

- ・ 児童虐待予防、いじめ相談やヤングケアラー支援
- ・ こども若者の居場所

● 関係機関と連携した支援を展開

- ・ 子育て支援機関や医療機関など関係機関と連携して、こどもや親子を孤立させない環境づくりに取り組んでいます。

母子保健・児童虐待防止の取り組み

【母子保健活動事業】

育児教室

乳幼児相談

離乳食教室

母子保健推進員事業

思春期赤ちゃんふれあい交流事業

【不妊・不育症バックアップ事業】

【出産・子育て応援事業】

【妊婦・乳幼児健康診査事業】

【こんにちは赤ちゃん訪問事業】

【発達クリニック事業】

【産後ケア事業】



【子ども・若者支援体制等整備事業】

【要保護児童地域対策事業】

